

埼玉県青少年健全育成条例に基づく推奨、指定  
及び命令に関する認定基準（案） 抜粋

2 条例第 11 条第 1 項の規定に基づく有害図書等の指定、第 16 条第 1 項の規定に基づく有害興行の指定及び第 17 条第 1 項に基づく有害広告物に係る措置命令の認定基準は、次のとおりとする。

(1) 青少年の性的感情を著しく刺激し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの

ア 性行為を露骨に描写表現したもの

イ 性行為以前又は以後の行為の描写表現が露骨に性行為又はわいせつな行為を連想させるもの

ウ 一般に隠ぺいすべき習慣として認められる男女の肉体の全部又は一部を露出して、卑わいに描写表現して、劣情を刺激するもの

エ みだらな性行為の描写表現によって、背徳的な男女関係を取り扱ったもの

(2) 青少年の粗暴性又は残虐性を甚だしく助長し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの

ア 残虐な殺人的場面を過度に描写表現したもの

イ 殺傷による肉体の苦痛を詳細に描写表現したもの

ウ 拷問、死刑の場面を刺激的に描写表現したもの

エ 殺傷、暴力の行使の方法を詳細に扱い、その手段を教示する結果に帰するもの

オ 暴力団など暴力を指向・容認する団体を賛美するもの

カ アからオに掲げるもののほか、暴力場面を扱い、かつ、それを賛美するような印象を強く与えるもの

(3) 青少年の犯罪又は自殺を著しく誘発し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの

ア 犯罪や自殺を容認し、又は賛美したもの

イ 犯罪や自殺の手段、方法を詳細に描写し、犯罪や自殺が安易に可能なように表現したもの